

# 小中一貫教育全国連絡協議会規約

平成18年4月25日 準備会暫定決定

平成18年7月27日 連絡協議会総会決定

## (名称)

第1条 この会は、小中一貫教育全国連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。

## (組織)

第2条 連絡協議会は、正会員と賛助会員をもって構成する。

- 2 正会員は、別表に定める市区町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。
- 3 正会員として加入を希望する教育委員会は、総会の承認を得るものとする。
- 4 賛助会員として加入を希望する教育委員会等は、代表幹事に申し出るものとする。

## (目的)

第3条 連絡協議会は、教育委員会相互の緊密な連携のもとに、小中一貫教育の研究および具体化を図ることにより、義務教育の質的向上および制度改革の推進に資することを目的とする。

## (事業)

第4条 連絡協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 義務教育学校設置等制度改革に係る国への要請等
- (2) 小中一貫教育全国サミット会議の開催
- (3) 小中一貫教育の研究および検証
- (4) 教育委員会相互間の情報交換および実践交流
- (5) その他目的達成に必要な事業

## (役員)

第5条 連絡協議会に次の役員を置く。

- (1) 代表幹事
  - (2) 幹事
  - (3) 会計監事
- 2 役員的人数は、総会で決定する。

## (職務)

第6条 代表幹事は、連絡協議会を代表する。

- 2 代表幹事は、会務を総括し、会計を所掌する。
- 3 幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときは、代表幹事があらかじめ指名した幹事がその職務を代行する。

4 会計監事は、会計を監査する。

( 役員 の 選 出 )

第7条 代表幹事および会計監事は、総会で互選により選出する。

2 幹事は、代表幹事が指名し、総会で承認する。

3 役員 の 任 期 は、2年とし、再任を妨げない。

4 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

5 役員が異動等により退任したときは、当該役員が属する教育委員会の相当職にある者が役員に就任するものとする。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

( 総 会 )

第8条 総会は、年1回開催し、代表幹事が招集する。

2 総会の議長は、代表幹事が指名した者を充てる。

3 総会は、連絡協議会の運営に関する基本的事項等を協議および決定する。

4 賛助会員は、総会における議決権を有しない。

( 幹 事 会 )

第9条 幹事会は、幹事の属する教育委員会の職員で構成し、代表幹事が必要に応じて招集し、開催する。

2 幹事会は、連絡協議会の運営に関する個別的事項等を協議する

3 代表幹事は、必要と認めるときは、第1項に規定する者以外の者を幹事会に参加させることができる。

( 会 計 )

第10条 連絡協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

( 経 費 )

第11条 連絡協議会の運営に要する経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

2 会費の額、納入方法その他必要な事項は、総会において決定する。

( 事 務 局 )

第12条 代表幹事の属する教育委員会に事務局を置き、役員 の 属 する 教育委員会が共同で運営する。

2 事務局に運営にあたり、代表幹事が必要と認めるときは、その他の教育委員会等に協力を要請することができる。

(補 則)

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会で決定する。ただし、軽微な事項については、代表幹事が決定する。

附 則

- 1 この規約は、平成18年4月25日から施行する。
- 2 この規約の施行後最初に選任される役員の任期については、第6条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 連絡協議会の最初の会計年度は、第9条の規定にかかわらず、平成18年4月25日に始まり、平成19年3月31日に終わるものとする。